

## 森林整備保全小委員会における検討結果について

### 1 検討経緯

次期森林整備保全事業計画（以下「次期計画」という。）の策定に当たっては、森林整備保全事業の成果を国民により分かり易いものへ見直す観点から、新たに林政審議会施策部会に森林整備保全小委員会を設置し、最近の森林・林業を取り巻く状況等を踏まえ、次のような視点から次期計画の成果指標案について検討を進めた。

#### (1) 検討の視点（別紙1）

##### ○ 国民ニーズに応えた多様で健全な森林の整備

「美しい森林づくり推進国民運動」の目標の一つである100年先を見据えた針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化等の多様で健全な森林づくりを積極的に推進すること。

##### ○ 安全で安心な暮らしを守るための森林の保全

局地的な豪雨の頻発による山地災害や、多雨年と少雨年の降水量差の拡大による洪水・渇水が発生しやすい状況の中で、地域の安全性の向上に資する対策を推進すること。

##### ○ 京都議定書の目標達成のための森林の整備

京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月改定)における森林吸収源目標の1,300万t-cの達成に必要な間伐等の森林整備を着実にを行うこと。

##### ○ 生活環境の保全や環境教育の場等の森林の総合的な利用の推進

海岸林等の生活環境保全機能の維持、里山などを活用した心身の癒しや森林環境教育の場としての利用など、森林の総合的な利用を促進すること。

##### ○ 国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生

森林資源の成熟化が進み国産材の本格的な利用が期待される中で、施業の集約化や林内路網の充実等を図り、製材工場等のニーズに応じた国産材の安定供給体制を確立すること。

##### ○ 森林を支える山村の活性化

森林の適正な整備・保全を図る上で重要な役割を果たしてきた山村の活性化を図るため、地域資源の積極的な活用、居住環境の整備、都市との交流促進等を推進すること。

#### (2) 森林整備保全小委員会の開催状況

第1回(6月9日)：現行計画の概要及び次期計画策定に向けた検討課題について

第2回(7月22日)：次期計画における成果指標の検討について

第3回(11月7日)：次期計画における成果指標の検討案について

## 2 検討結果

(1) 各成果指標を位置づける事業の目標について、現行計画では、森林・林業基本計画等に基づく森林の重視すべき機能に応じた区分である「水土保持林」、「森と人との共生林」、「資源の循環利用林」に即した「安心」、「共生」、「循環」の目標を設定するとともに、森林を支える基盤である山村地域の「活力」を目標とし、森林整備保全事業の方向性を適切に反映した内容であることから、次期計画においても踏襲することとした。

(2) また、次期計画の成果指標については、1の検討の視点、現行計画の達成状況、今後の事業見通し等を踏まえ、各成果指標の課題や新たな成果指標等について検討を進めた。

この中で、成果指標として適当なものについては、引き続き継続する方向で整理したほか、国民にとってより分かり易い成果指標とするため、成果指標の一部を見直すとともに、新たな成果指標を追加する方向で検討を進めた。

(3) これらの検討結果を踏まえた次期計画の成果指標（案）は（別紙2）のとおりである。

### 林野公共事業の今後の展開方向

森林・林業基本計画に基づき、森林整備保全事業計画を計画的かつ着実に推進

#### 【現状と課題】

##### 森林資源の充実と国民ニーズの多様化

- 人工林資源の成熟化が進む中、複層林化・広葉樹林化など多様な森林への誘導を図る分岐点を迎えている状況
- 近年、生物多様性の保全、花粉症対策等、国民の森林に対するニーズが一層多様化

○40年単位の人工林（利用段階）の割合  
30% (H17)  
62% (H27)

##### 京都議定書3.8%目標の達成

- ～3.8%は京都議定書発効に伴う追加的課題～
- 京都議定書に基づき吸収源として認められるのは、間伐等適切な手入れが行われている森林に限定
- 3.8%目標の達成のためには、従来水準に加え毎年20万haの追加整備が必要な状況

項目	単位	数値
抽出削減	万ha	3.8
森林整備	万ha	1.6

##### 頻発する山地災害

- 近年の局所豪中豪雨の頻発、地震等により、依然として激甚な山地災害が発生



#### 【今後の展開方向】

##### ○ 国民ニーズに応じた多様で健全な森林づくり

- 森林吸収量の確保に向けた間伐等の森林整備・保全の加速化
- 立地条件に応じ、広葉樹林化・針広混交林化・長伐期化等を推進することにより森林の多面的機能を適切に発揮
- 間伐等の推進のために必要な路網整備の推進

##### ○ 国産材の利用拡大を軸とした林業の再生

- 林業再生を通じ、持続的な森林経営を実現し、適切な森林整備を推進
- 路網と高性能林業機械の相合せ、作業の集約化による間伐材生産コストの低減

##### ○ 災害に強い森林づくり

- 地域の警戒避難体制の整備等のソフト対策との連携等、効果的・効率的な治山対策の推進
- 民有林・国有林一体とした総合的な治山対策の推進
- 地球温暖化により増加が予測される津波や高潮等による被害を防止・軽減するため、海岸防災林等の維持・保全を推進

・緑豊かで安全で安心できる国土の形成  
・森林吸収量の確保を通じた低炭素社会の実現

### 現行計画を巡る情勢の変化と課題

#### 現行計画の目標

国民が「安心」して暮らせる社会の実現

森林と人々が「共生」する社会の実現

「循環」を基調とする社会の形成への寄与

「活力」ある地域社会形成への寄与

本計画にしたがって、健全な森林の整備や保安林の適正な保全を進めることなどにより、京都議定書の削減約束のうち二酸化炭素吸収量として3.9%の確保を目指す。

#### 情勢の変化

- ◆ 森林に対する国民ニーズの多様化  
国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育・やすらぎやゆとりなどの場としての期待 など
- ◆ 地球温暖化防止への貢献  
京都議定書目標達成計画における森林吸収源目標の達成のための森林の整備
- ◆ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開  
関係府省との連携の下、国民各層の理解と協力を得ながら、多様で健全な森林づくりの推進
- ◆ 国民の安全・安心の確保  
局地的な豪雨の頻発、地域的な洪水・濁水の発生、地球温暖化に伴う海面上昇による津波・高潮・浸食等被害の増加の懸念
- ◆ 生物多様性の保全  
第3次生物多様性国家戦略の策定、生物多様性基本法の成立
- ◆ 国産材需給の変化  
長期的な国産材需要の低迷等による手入れ不足森林増加の懸念  
一方で、最近、合板用材をはじめ、国産材の供給量は増加傾向  
国産材自給率は下げ止まり
- ◆ 森林を支える山村の過疎化等  
人口の減少、高齢化等による集落機能の低下

#### 森林・林業基本計画（平成18年9月8日 閣議決定）

- （基本的な考え方）
- 森林は「緑の社会資本」であり、その恩恵を後世の人々が享受できるように、より長期的視点に立った森林づくりを推進
  - 国産材の利用拡大を軸に林業・木材産業を再生し、国産材の復活を目指す  
（新たな施策の方向性）
  - 100年先を見通した森林づくり ○ 流域の保全と災害による被害の軽減
  - 様々なニーズに応えた森林づくりと利用
  - 国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生
  - 国有林と民有林の連携強化

#### 後期課題

- 国民ニーズに応えた多様で健全な森林の整備  
100年先を見据えた、長伐期化、針広混交林化の推進
- 安全で安心な暮らしを守るための森林の保全  
被害の軽減と地域の安全性の向上を確保する治山対策の推進
- 京都議定書の目標達成のための森林の整備  
京都議定書目標達成計画における森林吸収源目標1,300万t-cの達成
- 生活環境の保全や環境教育など森林の総合的な利用  
海岸林等生活環境の保全、森林環境教育の場としての利用など、国民が森林に親しむ豊富な生活環境の確保を推進
- 国産材利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生  
森林施業の集約化による低コスト化と国産材の安定供給の推進
- 森林を支える山村の活性化  
地域資源の積極的な活用、居住環境の整備等

(別紙 2)

次期森林整備保全事業計画における成果指標 (案)

目標	現行指標	新規・継続別	見直し等のポイント	新たな成果指標 (案)
「安心」	【指標①】 ▶ 育成途中の水土保全林 (3~9 齢級) のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 [63% → 66%]	継続 (見直し)	対象齢級の見直し	▶ 育成途中の水土保全林 (3~12 齢級) のうち、国土を守る能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を71%から75%程度まで維持向上させる。(事業を実施しない場合、現状の71%から53%に低下)
	【指標②】 ▶ 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落の数 → 5万2千集落	継続	調査による目標値の設定	▶ 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、現状の約5万2千集落から約5万6千集落へ増加させる。
「共生」	【指標③】 ▶ 針広混交林などの多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合 [31% → 35%]	継続 (見直し)	育成複層林への誘導	▶ 多様な樹種や階層からなる森林に誘導するため、針広混交林、複層林等への誘導を目的とした森林の整備等を推進し、育成林全体に占める育成複層林の割合を現状の8.5%から約10%に増加させる。このうち、育成単層林から育成複層林へ約7万haの誘導を促す。
	【指標④】 ▶ 海岸林や防風林などの総延長 [7,000kmの保全]	継続	調査による総延長の設定	▶ 海岸林や防風林などの延長約7,300kmについて、海岸侵食や病虫害からの森林の保全を行うことにより、近接する市街地、工場や農地などを保全する。
	【指標⑤】 → 廃止 ▶ バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林(1,100万人に森林とふれあう機会を提供) [700万人 → 1,100万人]	新規	スギ花粉の発生源対策	▶ スギ花粉の発生源となるスギ林の改善を図るため、スギの新植面積に占める花粉の少ないスギ等の苗木の植栽面積の割合を現状の約1%から約10倍に増加させる。
	【指標⑥】 ▶ 森林環境教育等に利用されている森林や施設において、継続的に環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全を行うことにより、子どもたちが当該森林等を常に利用できる状態に維持するとともに、森林環境教育活動の参加人数を約44万人から約50万人に増加させる。	新規	公有林等における森林環境教育活動	▶ 森林環境教育等に利用されている森林や施設において、継続的に環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全を行うことにより、子どもたちが当該森林等を常に利用できる状態に維持するとともに、森林環境教育活動の参加人数を約44万人から約50万人に増加させる。
「循環」	【指標⑦】 ▶ 木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量 [8億4千万m <sup>3</sup> → 9億6千万m <sup>3</sup> ]	継続 (見直し)	資源量の表現方法の見直し	▶ 森林施業の集約化や機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を森林・林業基本計画に掲げる木材の供給目標の約34年分から約39年分に増加させる。このうち、丸太に利用されない端材等を木質燃料として利用する場合、約1,011万世帯の年間灯油消費量に相当する量を増加させる。
	【指標⑧】 ▶ 森林資源を積極的に利用している流域数 [10流域 → 20流域]	継続 (見直し)	積極利用の基準等の見直し	▶ 森林資源を活かした地域づくりを推進する観点から、全国158の流域 (森林計画区) の資源量に順じつつ森林資源を積極的に利用している流域を現状の約30流域から約80流域に増加させる。
「活力」	【指標⑨】 ▶ 山村地域における生活環境の整備(約80万人を対象に定住条件を向上)	継続 (見直し)	対象に森林整備を追加	▶ 5年間で約200万人の山村地域の地域住民を対象に居住地周辺の森林整備や居住基盤の整備等を行い、居住環境の向上を図る。
	【指標⑩】 (参考指標) ▶ 間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することし、2007年度(平成19年度)から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じ、政府一体となった取組、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力の下、削減目標の達成を目指す。			

# 次期「森林整備保全事業計画」における 成果指標案について

## **(国民が安心して暮らせる社会の実現)**

- ▶ 国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全
- ▶ 山崩れの復旧と予防

## **(森林と人とが共生する社会の実現)**

- ▶ 森林の多様性の維持増進
- ▶ 身近な生活環境の保全
- ▶ 花粉発生源対策の推進
- ▶ 森林環境教育の推進

## **(循環を基調とする社会の形成への寄与)**

- ▶ 森林資源の循環利用の促進

## **(活力ある地域社会への寄与)**

- ▶ 森林資源を活用した地域づくりの推進
- ▶ 山村地域における居住環境の向上

(国民が安心して暮らせる社会の実現)

○国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全(継続)

<p>次期 成果指標</p>	<p>育成途中の水土保持林のうち、国土を守る能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を71%から75%まで維持向上させる(事業を実施しない場合、現状の71%から53%に低下)。</p>			
<p>設定の趣旨</p>	<p>下層植生とともに樹木の根が発達し、水を育む能力や土壌を保持する能力に優れた森林の整備、山地災害を防ぐ施設等の整備により、国民が安心して暮らせる社会の実現を図る。</p>			
<p>検討課題</p>	<p>水土保持に係る機能の発揮を評価する指標として継続して取り扱うこととする が、その際、以下の事項について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 森林資源モニタリング調査結果を用いた現行指標の前提条件の検証</li> <li>▶ 対象森林の齢級(現行:3~9齢級)を引き上げた場合の指標数値の妥当性等の検討 等</li> </ul>			
<p>指標設定 の考え方</p>	<p>森林資源モニタリング調査の結果により、5年以上整備・保全を行っていない場合、土壌侵食の恐れが少ないと考えられる森林が現状の71%から53%に低下すると見込まれることから、適切な森林整備及び治山施設の設置等を行うことにより、機能が良好に保たれる森林の割合を高める。</p>			
<p>アウトカムに 至る考え方</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;"> <p>(アウトプット)</p> <p>水源林等における間伐や本数調整伐等の実施</p> </td> <td style="width: 40%; border: none; text-align: center;"> <p>⇒</p> </td> <td style="width: 30%; border: none;"> <p>(アウトカム)</p> <p>機能が良好に保たれている水土保持林の割合を71%から75%に増加させる</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%; text-align: center;"> <p>育成途中の森林のうち、森林の整備・保全により機能が保たれている森林の割合の増加</p> </div>	<p>(アウトプット)</p> <p>水源林等における間伐や本数調整伐等の実施</p>	<p>⇒</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>機能が良好に保たれている水土保持林の割合を71%から75%に増加させる</p>
<p>(アウトプット)</p> <p>水源林等における間伐や本数調整伐等の実施</p>	<p>⇒</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>機能が良好に保たれている水土保持林の割合を71%から75%に増加させる</p>		

## 成果指標設定に係るデータ及び考え方

### (1) 現行指標の前提条件の検証

直近5年分のモニタリング調査結果をもとにこれまでの前提条件を検証した結果、次のことが確認された。

- ① 土壌侵食度と下層植生の植被率に高い相関があること。
- ② 齢級毎に森林の状態を示す1ha当たりの胸高断面積合計が一定面積以下の場合、下層植生の植被率が高くなること。
- ③ 「胸高断面積合計が一定面積以下」の場合には「公益的機能が保たれている森林」と想定されること。

### (2) 対象森林の齢級の引き上げ

次期計画の対象齢級については、

- ① 現行計画の作成時点の3～9齢級の人工林面積は776万ha(H14.3.31現在)であり、人工林全体の75%を占めていたが、現時点の3～9齢級の人工林面積は、642万ha(H19.3.31現在)で全体の62%に減少すること
- ② 本年10月に閣議決定した全国森林計画において、国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に進めるため、高齢級の人工林について、間伐や抜き伐りの適切な実施等を掲げていること
- ③ 現行の政策評価においては、平成19年度から地球温暖化対策の推進に関連づけた評価を行うため、対象齢級を3～12齢級にするとともに、目標値の変更を行っていること等から、3～12齢級に変更することが適当と考えられる。

この場合、現行指標と同様に試算すると、次表のとおりとなる。

○機能が良好に保たれている森林の割合

区 分	現行計画 (3-9齢級)	次期計画 (3-12齢級)	政策評価(現行) (3-12齢級)
現状値	63%(H15)	71%(H20)	63%(H15)
5年後の目標	66%(H20)	75%(H25)	71%(H20)
施業しない場合	50%	53%	50%

### (3) 水土保持林に限ることの是非について

本指標は、育成途中の水土保持林のうち、国土を守る能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を評価することとしているが、特に、「水土保持林」は、森林の有する水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視し、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小や分散を基本としており、本指標の目的と合致することから、次期計画においても、引き続き「水土保持林」を対象として設定することが適当と考えられる。

○山崩れの復旧と予防(継続)

次期 成果指標	崩壊した森林の再生やその予防等を通じて地域の安全性の向上を図ることとし、特に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、現状の約5万2千集落から約5万6千集落に増加させる。						
設定の趣旨	山地災害を防ぐ施設等の整備により、国民が安心して暮らせる社会の実現を図る。						
検討方向	次期計画においても、基本的には現行計画の考え方を引き継ぐこととする。						
指標設定 の考え方	荒廃地があり人家数が多いなど特に緊急性、必要性の高い約4千集落の周辺森林の保全に着目し新たな目標数値を設定する。						
アウトカムに 至る考え方	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(アウトプット)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">➡</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(アウトカム)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">集落や市街地周辺における山地災害を防ぐ施設の整備等</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     山地災害を防ぐ施設の整備により土砂の流出・防止等が図られ山地災害による人家等の被害の除去又は軽減が図られる集落数の増加                 </div> </td> <td style="vertical-align: top;">山地災害防止機能等が確保される集落数を約5万2千集落から約5万6千集落に増加させる</td> </tr> </table>	(アウトプット)	➡	(アウトカム)	集落や市街地周辺における山地災害を防ぐ施設の整備等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     山地災害を防ぐ施設の整備により土砂の流出・防止等が図られ山地災害による人家等の被害の除去又は軽減が図られる集落数の増加                 </div>	山地災害防止機能等が確保される集落数を約5万2千集落から約5万6千集落に増加させる
(アウトプット)	➡	(アウトカム)					
集落や市街地周辺における山地災害を防ぐ施設の整備等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     山地災害を防ぐ施設の整備により土砂の流出・防止等が図られ山地災害による人家等の被害の除去又は軽減が図られる集落数の増加                 </div>	山地災害防止機能等が確保される集落数を約5万2千集落から約5万6千集落に増加させる					

成果指標設定に係るデータ及び考え方

◆山地災害危険地区の存する集落における対応の考え方

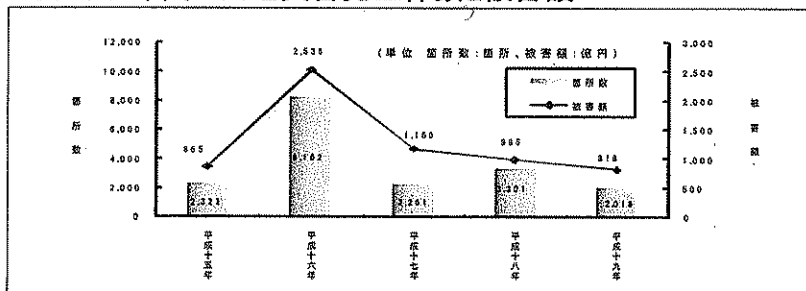
山地災害危険地区\*が存する集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い約4千集落については、5年間で治山施設の概成又は一部概成を図り、周辺森林の山地災害防止機能等を確保を図る。

また、このほかの集落においても、優先度を勘案し、治山施設の設置等の整備が計画的に進められるほか、突発的に発生した山地災害に対する復旧事業を実施することとなる。

併せて山地災害危険地区の情報提供等を通じ、地域における避難体制の整備等と連携することにより、地域の安全性の向上に努める。

※山地災害危険地区：地形・地質条件等から山腹崩壊、地すべり等の山地災害が発生する可能性を潜在的に有している箇所

○過去5年間の山地災害発生件数と被害額





(森林と人とが共生する社会の実現)  
 ○森林の多様性の維持増進(継続)

次期 成果指標	多様な樹種や階層からなる森林に誘導するため、針広混交林、複層林等への誘導を目的とした森林の整備等を推進し、育成林全体に占める育成複層林の割合を8.5%から約10%に増加させる。このうち、育成単層林から育成複層林へ約7万haの誘導を促す。						
設定の趣旨	森林に対する国民の多様なニーズに応じ、広葉樹林化、針広混交林化等人為と天然力を組み合わせた育成複層林の計画的な整備など森林の多様性の増進を図る。						
検討課題	現行指標では、毎年度の伐採更新面積に対する複層林・針広混交林への誘導に係る更新面積及び広葉樹植栽面積の割合を算出しているが、年度間における実行数値の変動が大きく安定した傾向が見られない。						
指標設定 の考え方	森林・林業基本計画等における育成複層林の増加目標を踏まえ、育成単層林から育成複層林への誘導に関係する主たる事業の実績(1.2万ha/年)の加速化を図り、今後5年間に育成単層林から育成複層林へ誘導する施業の面積を7.2万haとし、これに対する毎年度の積算した実施量の割合を成果指標とする。						
アウトカムに 至る考え方	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(アウトプット)</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">(アウトカム)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">複層林・針広混交林等の造成を目的とした植栽、抜き伐り等の実施</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">(育成単層林において、抜き伐り等を行うことにより育成複層林の占める割合が増加)</td> <td style="vertical-align: top;">育成複層林の育成林に占める面積割合が8.5%から約10%へ増加し、目標とする森林の状態へ移行</td> </tr> </table>	(アウトプット)	➡	(アウトカム)	複層林・針広混交林等の造成を目的とした植栽、抜き伐り等の実施	(育成単層林において、抜き伐り等を行うことにより育成複層林の占める割合が増加)	育成複層林の育成林に占める面積割合が8.5%から約10%へ増加し、目標とする森林の状態へ移行
(アウトプット)	➡	(アウトカム)					
複層林・針広混交林等の造成を目的とした植栽、抜き伐り等の実施	(育成単層林において、抜き伐り等を行うことにより育成複層林の占める割合が増加)	育成複層林の育成林に占める面積割合が8.5%から約10%へ増加し、目標とする森林の状態へ移行					

成果指標設定に係るデータ及び考え方

◆目標設定の考え方

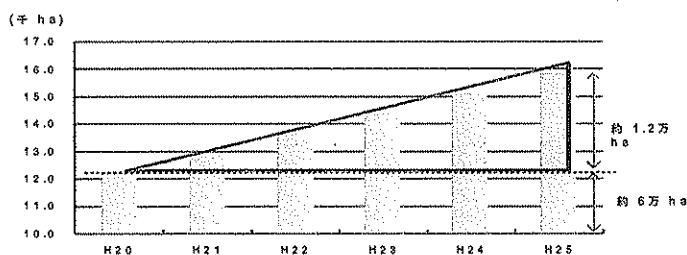
- 育成複層林面積  
96万ha → 114万ha (基本計画の目標120万ha (H27)を考慮)
- 育成林面積に対する育成複層林面積の割合  
8.5% → 10.1% (育成林面積:1,127万ha (H19現況調査))

(参考) 目標値の設定

(単位: 万ha)

区 分	H20	H21～25計
抜き伐り	1.2	7.2

注) H20の数値は、H19実績見込みと同程度と推計。



○身近な生活環境の保全(継続)

次期 成果指標	海岸林や防風林などの延長約7,300kmについて、海岸侵食や病虫害からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場や農地などを保全する。						
設定の趣旨	海岸林や防風林などを適切に管理し、生活環境保全機能の維持を図る。						
検討課題	海岸林等の被災後3年目以降の回復率について検証し、当該指標の意義を確認する。						
指標設定 の考え方	海岸林や防風林などは、風害や飛砂防備などの生活環境の保全とともに、海岸の白砂青松や緑豊かな景観の形成等に寄与している。このため、生活に身近なこれらの森林を適切に保全することを、次期計画においても引き続き、「共生」の指標とする。						
アウトカムに 至る考え方	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(アウトプット)</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">(アウトカム)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">被災した海岸林等の 復旧・整備</td> <td style="border: none;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     被災した海岸林等(保安林) の延長に対する復旧した延 長の割合                 </div> </td> <td style="border: none;">海岸林や防風林等の総延 長約7,300kmの保全</td> </tr> </table>	(アウトプット)	➡	(アウトカム)	被災した海岸林等の 復旧・整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     被災した海岸林等(保安林) の延長に対する復旧した延 長の割合                 </div>	海岸林や防風林等の総延 長約7,300kmの保全
(アウトプット)	➡	(アウトカム)					
被災した海岸林等の 復旧・整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     被災した海岸林等(保安林) の延長に対する復旧した延 長の割合                 </div>	海岸林や防風林等の総延 長約7,300kmの保全					

成果指標設定に係るデータ及び考え方

◆海岸林等の現況(平成19年度末)について

区 分	次期計画(H19現況)
海岸林等の総延長	7,295km

◆海岸林等の回復率について

海岸林・防風林等の延長約7,000kmの機能の維持が適正に行われているか確認するため、政策評価上その他参考データとして海岸林等の回復率を設けているところ。今回、新たに、被災後3年目以降の回復状況について調査した結果、次のことが判明した。

- ・被災後の期間が長くなるほど、回復割合は上昇し、被災後3年以上経過した海岸林等は、おおむね100%近くまで回復。